

医療的ケア児への支援について検討する部会の設置について（別添資料参照）

1. 目的

令和3年6月に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、市の相談支援体制を確保する

2. 方法

- 1) 県が主催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ1人以上参加できるよう協議します（現在市内0人）
- 2) 啓発活動の実施等の活動を円滑に行えるよう部会を設置し、協議を行うこととします
- 3) 部会委員の予定については下記のとおり
  1. 障がい児の家族
  2. 障がい児相談支援事業所職員
  3. 障がい児通所事業所職員
  4. 事務局（障がい福祉課）  
（謝金等無）